

防衛省訓令第56号

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第217条の規定に基づき、防衛監察本部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛監察本部の内部組織に関する訓令

改正 平成21年3月27日省訓第22号

改正 平成23年3月28日省訓第8号

改正 平成24年4月6日省訓第15号

改正 平成25年5月16日省訓第34号

改正 平成26年3月31日省訓第22号

改正 平成27年4月10日省訓第20号

改正 平成28年3月31日省訓第34号

改正 平成30年3月30日省訓第26号

改正 令和3年3月31日省訓第18号

（総務課）

第1条 総務課に、企画室並びに課長補佐1人及び次の4係を置

く。

秘書係

総務係

人事係

会計係

2 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 防衛監察本部が実施する監察（以下「防衛監察」という。

）に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。

(2) 防衛監察に必要な情報収集及び分析に関すること。

(3) 情報システムの整備及び管理に関すること。

3 企画室に、企画室長を置く。

4 企画室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

5 企画室に、室長補佐 1 人及び企画係を置く。

6 室長補佐は、防衛監察監の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

7 企画室に、情報分析専門官 4 人を置く。

8 情報分析専門官は、企画室長の命を受け、防衛監察監の定めるところにより、担当事務に従事する。

9 課長補佐は、防衛監察監の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(統括監察官)

第2条 統括監察官の下に、次の8班を置く。

監察総括班

第1監察班

第2監察班

第3監察班

第4監察班

第5監察班

第6監察班

第7監察班

2 班の所掌事務については、防衛監察監が定める。

3 班に、班長を置く。

4 班長は、統括監察官の命を受け、班務を掌理する。

5 監察総括班に、監察調査官1人及び監察フォローアップ調査官1人を置く。

6 第1監察班に、監察調査官6人を置く。

- 7 第2 監察班に、監察調査官 4 人を置く。
- 8 第3 監察班に、監察調査官 5 人を置く。
- 9 第4 監察班に、監察調査官 5 人を置く。
- 1 0 第5 監察班に、監察調査官 5 人を置く。
- 1 1 第6 監察班に、監察調査官 6 人を置く。
- 1 2 第7 監察班に、監察調査官 4 人を置く。
- 1 3 監察調査官及び監察フォローアップ調査官は、班長の命を受け、防衛監察監の定めるところにより、担当事務に従事する。

(監察官)

第3 条 防衛監察本部に、監察官 3 人を置く。

- 2 監察官は、防衛監察監の命を受け、防衛監察に関する事務のうち、重要事項に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第4 条 係の所掌事務は、防衛監察監が定める。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 係長は、総務課長又は企画室長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(委任規定)

第5条 この訓令に定めるもののほか、防衛監察本部の内部組織

に関し必要な事項は、防衛監察監が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日省訓第8号）

この訓令は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第34号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日省訓第 26 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日省訓第 18 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。